

誓約書

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

「DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業」（以下「本事業」という。）における
連携人材サービス事業者の登録にあたり、以下のことを誓約します。

（□欄にチェックしてください。）

- 申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反はないことを誓約します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13号に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないことを誓約します。
*接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。□
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本事業に関し提出する書類の内容は事実と相違ないこと、書類の写しはすべて原本と相違ないこと及び公益財団法人東京しごと財団の職員が審査に必要な事項についての確認や検査を行う際に対応することを誓約します。
- 本事業上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）について、他に漏洩いたしません。登録の抹消または取消後においても同様に、守秘義務を遵守いたします。
- 秘密情報を他の用途に使用いたしません。また、貴財団の承諾なく、第三者に提供いたしません。
- 秘密情報を取り扱う場合は、漏えい、滅失、き損の防止その他秘密情報保護に必要な措置を講じます。秘密情報を取り扱う機器には、必ず不正アクセス等の防止策を講じ、秘密情報を含むデータは原則としてネットワーク上で取り扱いません。やむを得ずネットワーク上で取り扱う場合には、必ずパスワード設定等の安全対策を施します。
- 本事業の登録の抹消または取消時、本事業に係る全ての情報をすみやかに消去、廃棄いたします。
- 「『DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業』における連携人材サービス事業者登録要領」の記載内容を全て確認しました。

令和 年 月 日

企業等の所在地
企業等の名称
代表者役職
代表者氏名

印

※ 代表者氏名署名又は記名・押印（実印）